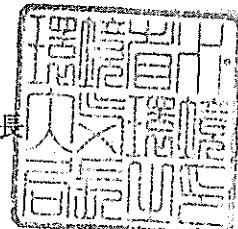


環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

埼玉県知事 上田 清司 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間

1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間

40 日程度

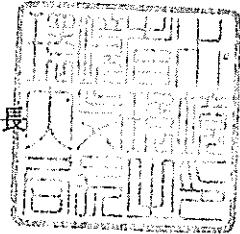
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

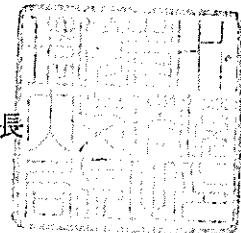
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

東京都知事 猪瀬 直樹 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

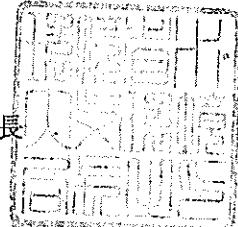
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間

1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間

40 日程度

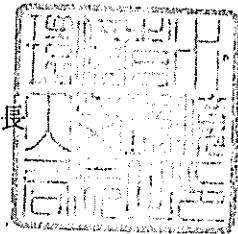
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

岐阜県知事 古田 肇 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

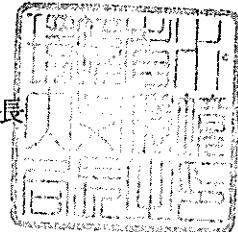
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

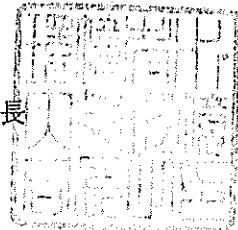
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

三重県知事 鈴木 英敬 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

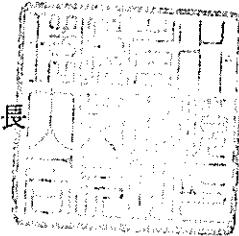
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

京都府知事 山田 啓二 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

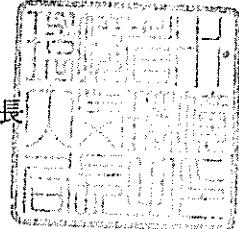
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

大阪府知事 松井 一郎 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

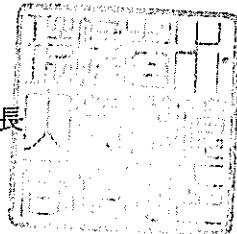
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

兵庫県知事 井戸 敏三 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

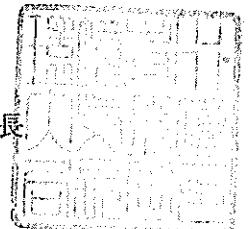
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

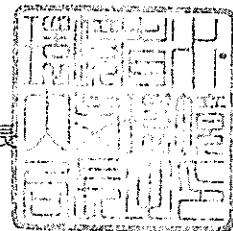
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

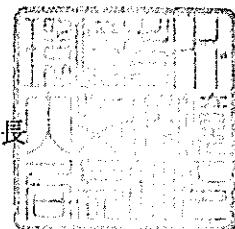
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

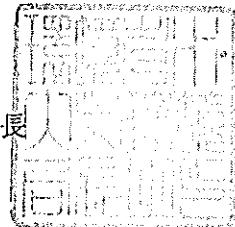
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

広島県知事 湯崎 英彦 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

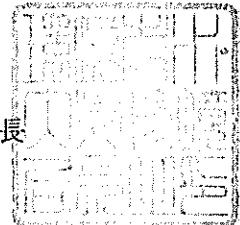
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

山口県知事 山本 繁太郎 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

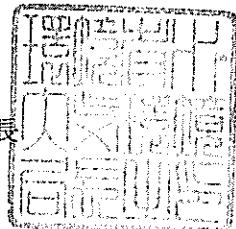
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間

1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間

40 日程度

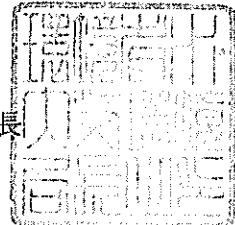
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

香川県知事 浜田 恵造 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間

1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間

40 日程度

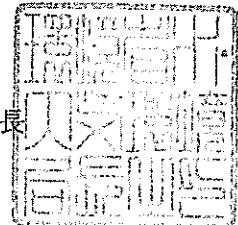
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

愛媛県知事 中村 時広 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間

1 ヶ月程度

2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間

40 日程度

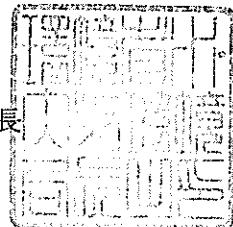
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

福岡県知事 小川 洋 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

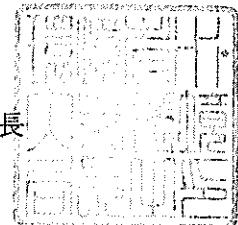
（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。

環水大水発第 1307191 号
平成 25 年 7 月 19 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画に関する協議に係る標準処理期間の
設定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 3 項に基づく総量削減計画に関する環境大臣への協議等に係る標準処理期間を以下のとおり設定したので通知する。

記

1. 都府県の総量削減計画案についての事前調整に係る標準処理期間
1 ヶ月程度
2. 法第 4 条の 3 第 3 項に基づく協議に係る標準処理期間
40 日程度

（備考）

標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、その理由等を関係都府県に通知するものとする。